

川崎市告示第513号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の一部の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、次の形質変更時要届出区域の一部の指定の解除をしますので、同条第 3 項の規定に基づき告示します。

令和 8 年 9 月 9 日

川崎市長 福田 紀彦

1 指定を解除する形質変更時要届出区域

令和 6 年川崎市告示第 302 号により指定した区域の一部（川崎市中原区上小田中四丁目 1337 番 2、1338 番 2、1339 番 2、1340 番 2、1341 番 2、1342 番 2、1343 番 2 の各一部）
（別図のとおり）

2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

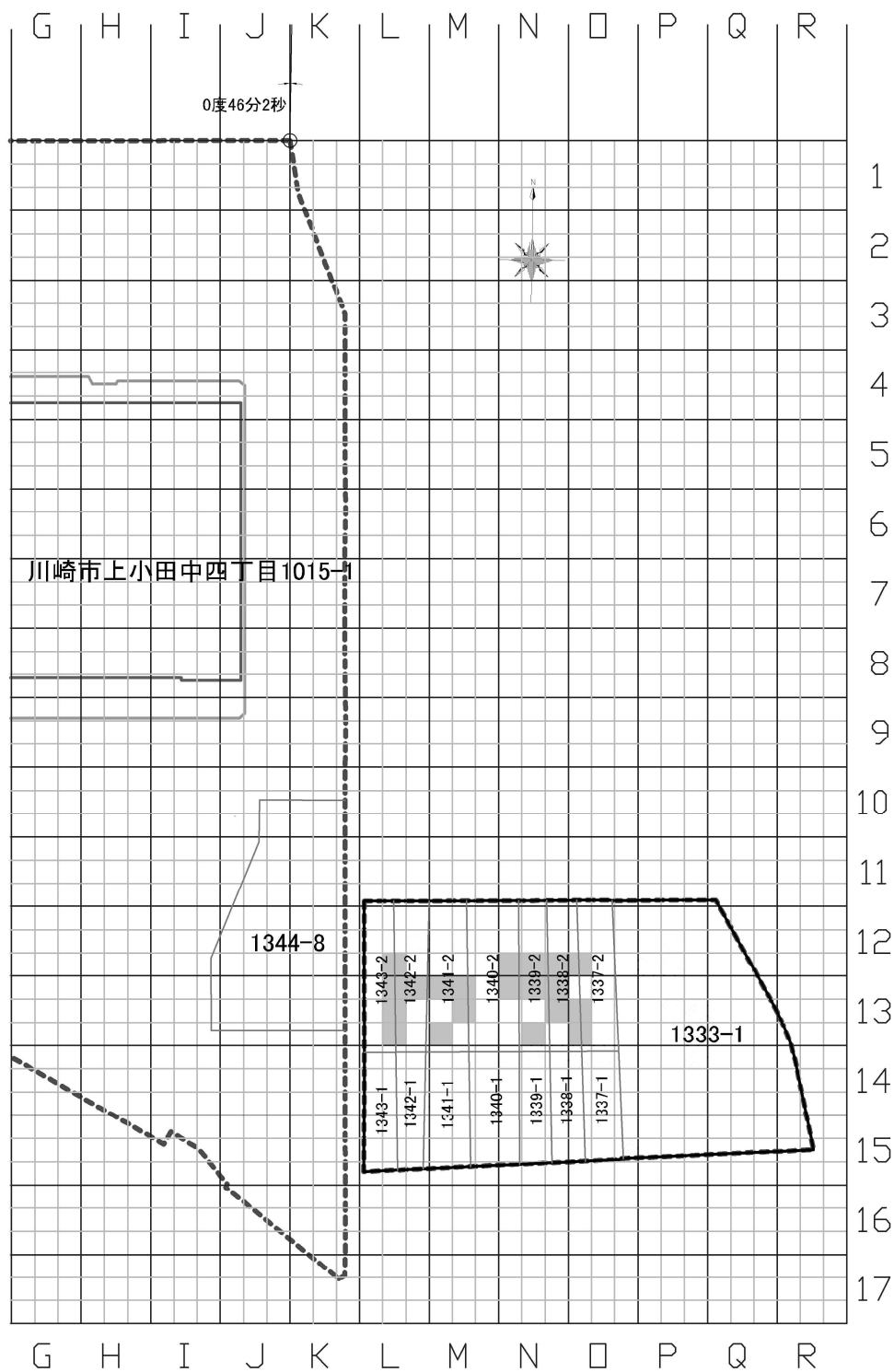
クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

4 講じられた汚染の除去等の措置

追完調査による基準適合の確認

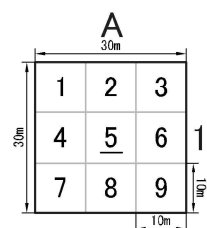


〈起点〉
起点は川崎市中原区上小田中4丁目1015番1、1344番8の最北端とする。

〈格子の回転角度:0度46分2秒〉
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点として左に回転させた角度を示す。

—— SMW
—— 仮囲い
----- 敷地境界
—— 地番境界

指定を解除する範囲



下線部をA1-5と称す

別図